五條市未利用間伐材等活用促進事業補助金交付要綱

令和４年５月２７日　制定

　（趣旨）

第１条　市長は、未利用となっている市産材の搬出及び利用促進を図るため、市産材の搬出を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、五條市補助金等交付規則（令和３年３月五條市規則第１３号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

　（用語）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　「市産材」とは、市内の対象民有林から生産された木材をいう。

　(2)　「市内の製材所等」とは、五條市内で木材の製材、加工又は販売等を行う事業者をいう。

　（補助対象者）

第３条　この要綱において補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。

　(1)　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第４５号）に基づき雇用管理

　　の改善及び事業合理化の改善措置についての計画を作成し、知事に提出して当該計画

　　が適当である旨の認定を受けた林業事業体（以下「認定事業体」という。）

　(2)　奈良県林業経営体に関する情報の登録・公表要領（令和元年１１月１８日施行）に

　　基づき知事が公募し登録された、森林経営管理法（平成３０年法律第３５号）第３６条

　　第２項の要件に適合する民間事業者及び林業経営体の育成について（平成３０年２月

　　６日付け２９林政経第３１６号林野庁長官通知）に基づき選定された育成経営体（以下

　　「林業経営体」という。）

　(3)　五條市の森林経営管理者登録制度の運用に係る内規に基づき、当該制度に登録され

　　た林業事業体及び林業従事者（以下「制度に登録されたもの」という。）

　（補助対象事業）

第４条　補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、未利用となっている市産材を市内の製材所等に搬入する事業とする。

　（補助対象経費及び補助額）

第５条　補助事業の対象となる経費及び補助額は別表第１のとおりとする。

２　国、奈良県等他の補助金等の交付を受ける場合は、この事業の補助を受けることはできない。

（補助事業の実施期間）

第６条　補助事業の実施期間は、補助金の交付の決定を受けた日からその日の属する年度の末日までとする。

（補助金の交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は五條市未利用間伐材等活用促進事業補助金交付申請書（様式第１号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

　(1)　事業計画書（様式第２号）

　(2)　収支予算書（様式第３号）

　(3)　施業実施前の写真

　(4)　申請者が認定事業体、林業経営体又は制度に登録されたもののいずれかであること

　　を証明する書類

　(5)　その他市長が必要と認める書類

　（補助金の交付決定）

第８条　市長は前条の書類を受理し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に対し五條市未利用間伐材等活用促進事業補助金交付決定通知書（様式第４号）により通知するものとする。

この場合において、市長が補助金の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができるものとする。

　（申請の取下げ）

第９条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の規定による交付の決定の通知を受けた日から１０日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（事業内容の変更）

第１０条　補助事業者は、交付の決定を受けた事業について、その事業計画等を変更しようとするときは、あらかじめ五條市未利用間伐材等活用促進事業補助金変更承認申請書（様式第５号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次条に規定する軽微な変更についてはこの限りでない。

　(1)　実施計画書（様式第２号）

　(2)　収支予算書（様式第３号）

　（軽微な変更）

第１１条　前条に規定する軽微な変更については、次の各号に掲げる以外のものとする。

　(1)　事業を廃止すること

　(2)　補助金の額の変更を伴う変更

　(3)　搬出先又は事業実施箇所の変更を伴う変更

　（状況の報告等）

第１２条　市長は、補助事業者に対し、必要に応じて補助事業等の遂行状況等の報告を求め、又は現地調査を行い、必要な指示をすることができる。

（実績報告）

第１３条　補助事業者は、補助事業の実績について、四半期毎に別表第２に規定する日までに五條市未利用間伐材等活用促進事業実績報告書（様式第６号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)　出荷清算書等の搬出材積を特定できるもの

(2)　施業実施後の写真

(3)　その他市長が必要と認める書類

２　補助事業者は、補助事業の事業完了後の実績について、別表第２に規定する日までに五條市未利用間伐材等活用促進事業完了実績報告書（様式第７号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

　(1)　収支決算書（様式第８号）

　(2)　市内で生産された材であることを証明する書類

　(3)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１４条　市長は、前条の規定による書類の提出を受けた場合には、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対して五條市未利用間伐材等活用促進事業補助金交付金額確定通知書（様式第９号）により通知するものとする。

２　前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、五條市未利用間伐材等活用促進事業補助金交付請求書（様式第１０号）を提出しなければならない。

　（交付決定の取消し等）

第１５条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことが出来る。

　(1)　第８条後段の規定により市長が付した条件に違反したとき。

(2)　第１０条の規定に違反したとき。

(3)　第１２条の規定による市長の報告の求めに従わなかったとき、調査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき、又は指示に違反したとき。

　(4)　補助金を他の用途に使用したとき。

　(5)　事業を中止したとき又は事業の遂行の見込みがないとき。

　(6)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

２　前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、

市長は、当該取り消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

　（関係書類等の整備）

第１６条　補助金の交付を受けた補助事業者は、次の関係書類等を整備するとともに事業

終了の翌年度から起算して１０年間保存するものとする。

　(1)　森林所有者から施業の同意を得たことを証する書類（自己所有の森林の場合を除

く。）

　(2)　現金出納に関する帳簿、領収書等

(3)　事業実施前後等の遂行状況がわかる写真

(4)　作業日誌、出役簿、市産材生産実績を証明する伝票、木材市場等への出荷伝票等の事業の実施を証する書類

（その他）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

　　　附　則（令和６年７月五條市告示第１４５号）

　この要綱は、公布の日から施行し、令和６年度の補助金から適用する。